

いじめ防止基本方針

長野県須坂商業高等学校

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たな問題が生じ、いじめはますます複雑化する様相を見せている。こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的に問題に取り組むことが求められている。

本校は商業教育の専門高校であり、毎年10月には、「須商マーケット」という恒例の行事を開催し実習販売を行っている。マーケットでは、生徒一人一人が社員となり、来場されるお客様に対して感謝と真心をもって「おもてなし」をするが、この「おもてなし」の心は、一行事の時だけのものではなく、日頃から相手を思いやる気持ちを大切にすることで育まれるものである。本校は、すべての教育活動を通じて、互いの人格を尊重し合い、心の通い合う人間関係を構築できる人材を育成し、社会に送り出したいと考えている。

も く じ

I いじめに関する基本的な考え方……………1	3 いじめへの対処
1 いじめの定義	(1) いじめ対応の基本
2 いじめに対する基本認識	(2) いじめ対応の流れ
3 いじめの態様	4 ネット上のいじめへの対応……………4
4 いじめに対する基本的な考え方	(1) ネット上のいじめとは
(1) 未然防止 (2) 早期発見	(2) ネットいじめの事例
5 いじめの背景と生徒の気持ち……………2	(3) ネットいじめの特徴
	(4) 対応の手順 ………………5
II いじめ防止の取組 ………………3	5 重大事態発生時の対応……………6
1 未然防止の取組	(1) 重大事態とは
(1) いじめ問題に対する理解を深める	(2) 対応の手順
(2) 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知	
(3) 生徒との信頼関係の構築	III いじめ問題に取り組む体制……………7
(4) 人間関係形成能力の育成	1 いじめ対策委員会
2 早期発見の取組	(1) 構成 (2) 役割
(1) 日常的に実態把握に努める	2 年間計画 ………………8
(2) 相談体制の充実及び周知	

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

2 いじめに対する基本認識

教職員はいじめ問題に対して以下の基本認識をもって対応する。

- ・いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという考え方は間違っている。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの態様

いじめには次に示すような様々な態様がある。冷やかしやからかいもいじめに相当する、あるいは、いじめに進行し得るという認識が大切である。

【物理的いじめの例】

- 暴力 ぶつかる、叩く、蹴る、足をかけ転ばせる など（遊ぶふりの場合を含む）
- たかり 金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要 など
- 嫌がらせ 持ち物を隠す、壊す、捨てる、いたずらをする など

【心理的いじめの例】

- 言葉の暴力や脅し 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句 など
- 仲間はずし 複数で無視する、避ける など
- 嫌がらせ 睨む、嘘や悪い噂を流す、ネットやメール等による誹謗中傷・画像流出など

4 いじめに対する基本的な考え方

(1) 未然防止

いじめ問題においては、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、日頃から、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

(2) 早期発見

また、いじめは、その兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。「いじめを見逃さない」という姿勢で日常的に生徒の変化に目を配ることが求められる。

5 いじめの背景と生徒の気持ち

【学校における要因】

- 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。
- 授業をはじめとする教育活動によって生徒が満足感や達成感を十分味わえない。
- 相手を思いやる気持ちや、規範意識が十分に育っていない。 など

【家庭における要因】

- 家庭が「安らぎの場」となっていない。
- 基本的な生活習慣など躰が十分行われていない。
- ふれあいや心の通い合う場面が少ない。 など

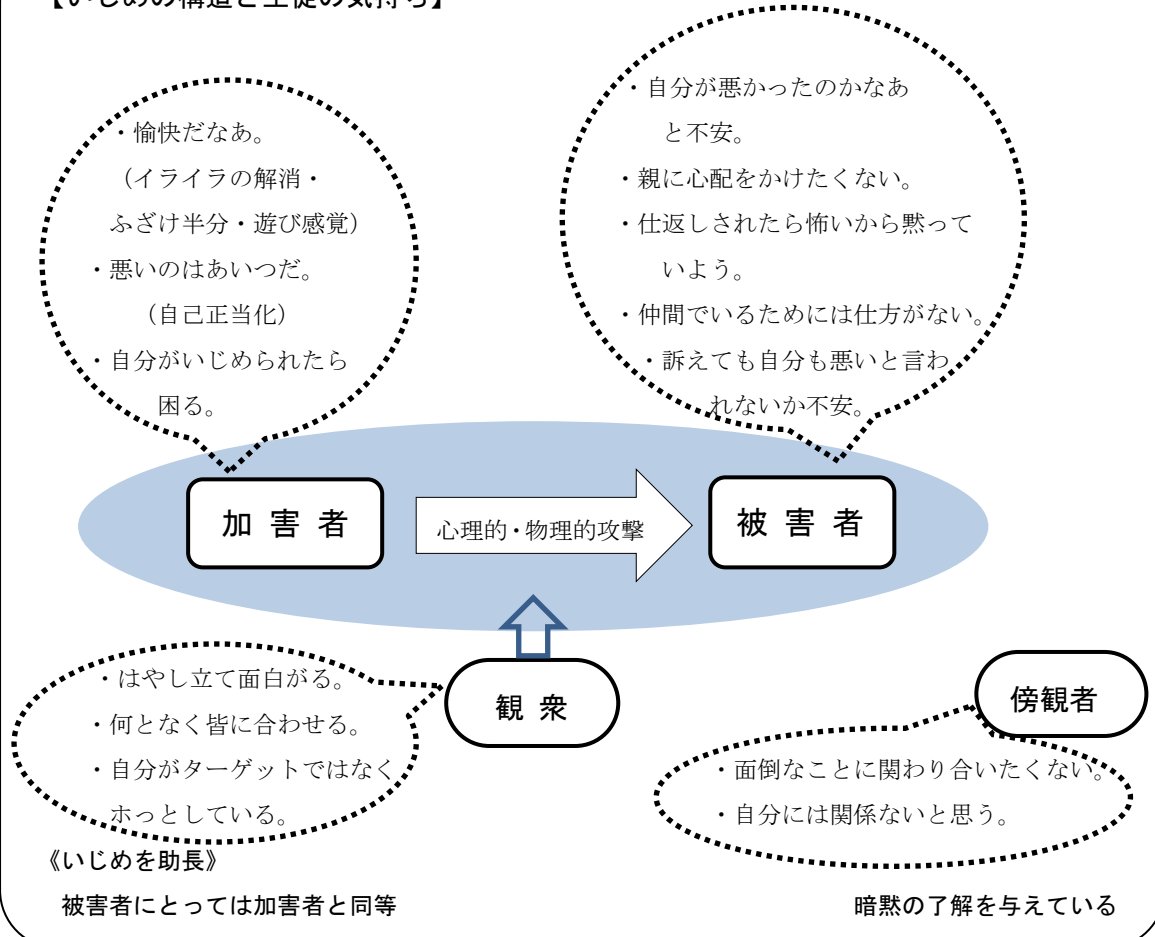
【地域や社会における要因】

- 地域における人間関係の希薄化により、地域の教育力が低下。
- 異年齢交流や社会活動への参加の機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。
- 「いじめは絶対許されない」という意識が不十分。
- 大人のモラルが低下。

【生徒が生活経験から感じていること】

- いじめは簡単には解決しない。解決が不十分だとエスカレートすることもある。
- 目の前の出来事がすべてで逃げ場がない。

【いじめの構造と生徒の気持ち】



1 未然防止の取組

(1) いじめ問題に対する理解を深める

職員研修会を毎年実施し、前項の「いじめ問題に関する基本的な考え方」について教職員間で共通認識を持つとともに、生徒・保護者に対しても周知を徹底する。

(2) 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

いじめは人の命を奪うことにもつながる重大な問題であり、刑罰法規に抵触する場合もある。そのような場合は警察等とも連携して厳格に対応していく姿勢を明確に示す。

(全校集会、学年集会、PTA、HR、各種通信等により随時。)

(3) 生徒との信頼関係の構築

教職員の何気ない言動が生徒たちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを認識し、言動には細心の注意を払う。また、日頃から生徒が教職員に話をしやすい人間関係づくりに努め、生徒と向き合う時間を確保する。

(4) 人間関係形成能力の育成

すべての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができる、規律ある学習、活動環境づくりに心がける。

生徒会活動、部活動はもとより、授業においてもできるかぎり他者と関わる機会を工夫し、互いの違いを認め合い、力を合わせて物事を成し遂げる体験を数多く積ませる。

2 早期発見の取組

(1) 日常的に実態把握に努める

ア 職員の観察による発見

- ・「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配る。
- ・いじめは周りから分かりにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても軽視しない。
- ・いじめに進行する可能性のある事象について早い段階から適切に関わりをもつ。
- ・一人で判断せず、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

イ アンケートによる情報収集

生徒アンケート(年2回)、保護者アンケート(年1回)を実施し、情報収集に努める。
アンケートの定期的な実施は未然防止にもつながる。

(2) 相談体制の充実及び周知

ア 担任による個人面談の実施(6月、10月、年2回の相談週間。7月、12月の三者面談。)

イ 相談窓口の周知 校内： 教頭、生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラー

校外： こどもの権利支援センター 026-235-7458

24時間いじめ相談ダイヤル 0570-078310(悩みを言おう)

チャイルドライン 0120-99-7777

3 いじめへの対処

(1) いじめ対応の基本

●「いじめではない」として見過ごさない

- ・ひやかしやからかいもいじめに相当する、あるいは、いじめに進行するという認識に立つ。
- ・一人の判断で「あれはいじめではない」と見過ごしたり受け流したりしない。

●一人で抱え込まずチームで対応する

- ・情報をキャッチしたら、一人で抱えて判断せず、「報告・連絡・相談」をする。
- ・迅速かつ柔軟に対応チームを編成し、役割を分担して素早く対処する。
- ・事実関係や対応状況等を時系列で記録し、情報を全職員で共有する。
- ・情報提供者の秘密を厳守する。

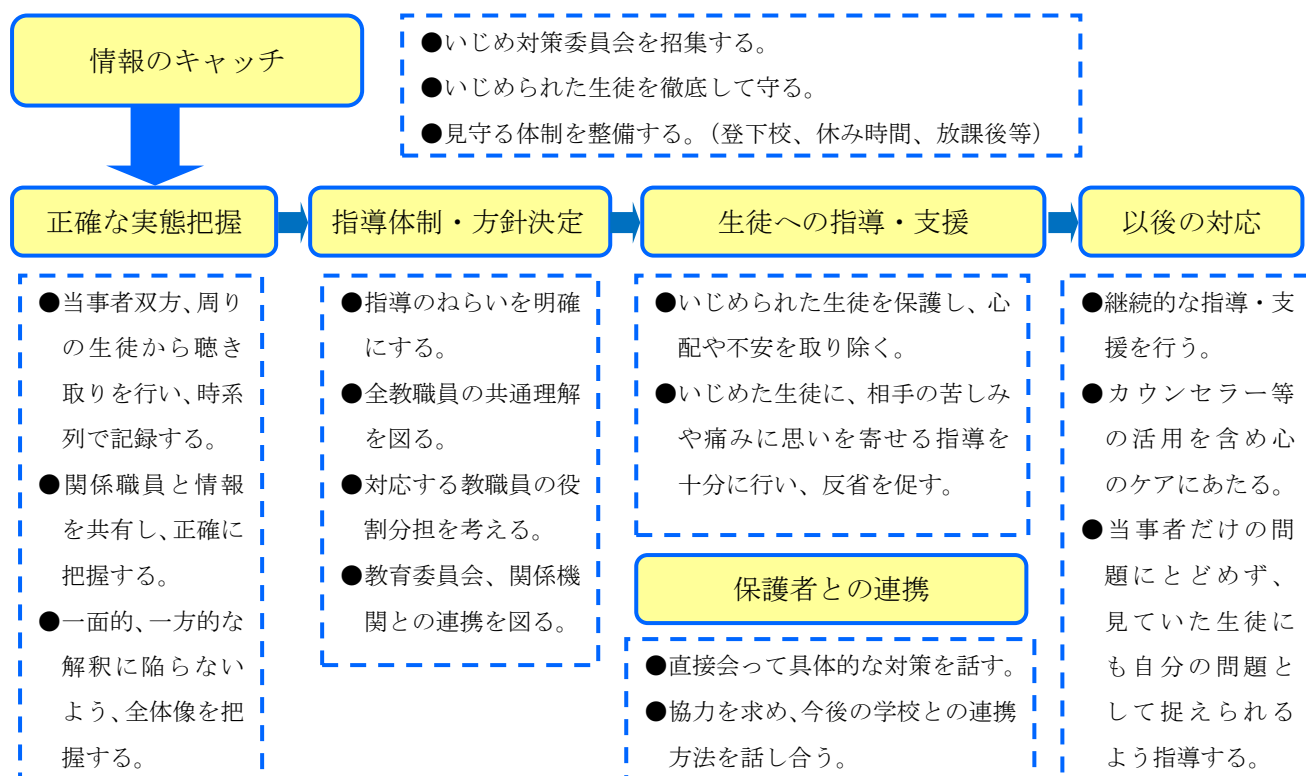
●被害生徒を守り通す

- ・被害生徒とその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に対応する。
- ・いじめの解消後も継続的に支援し見守る。

●「いじめ」という言葉でくくらずに対応する場合もあり得る

「いじめ」という言葉に過剰に反応してしまい、事実関係の把握や指導がうまくできない場合も考えられる。「いじめ」という言葉でくくらずに、具体的な行為の確認を行い、相手の気持ちを具体的に考えさせることで解決を図る場合もあり得る。

(2) いじめ対応の流れ



4 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンやスマートフォンなどを利用して、特定の人の悪口や誹謗・中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

(2) ネットいじめの事例

《掲示板・ブログ・SNSでのいじめ》

- ・掲示板への誹謗・中傷の書き込み
- ・電話番号や写真など個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- ・特定の人物になりすましてインターネット上で活動を行う。

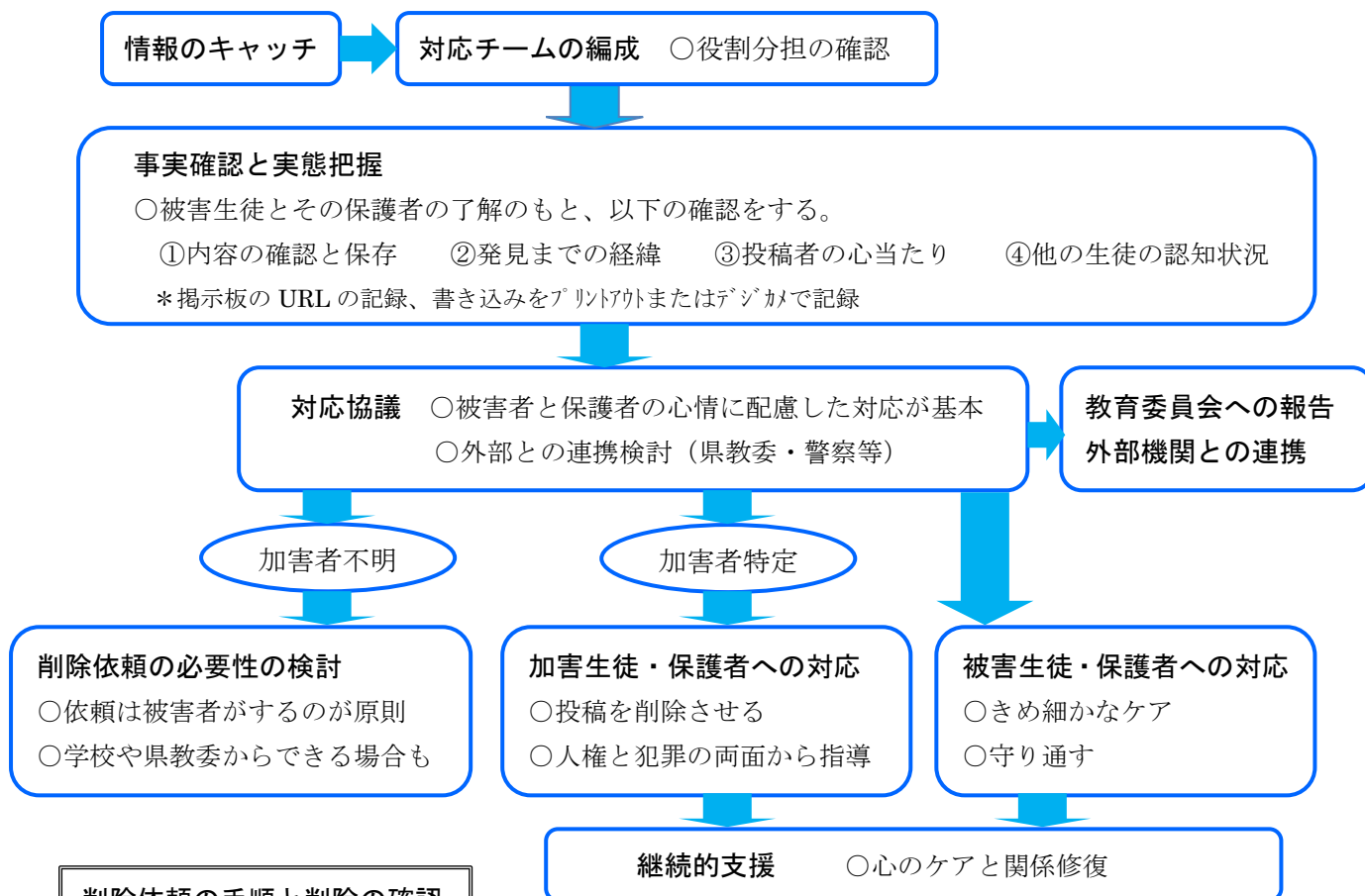
《メールでのいじめ》

- ・誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の人に送信する。
- ・「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- ・「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- ・グループ内の特定の人に対して仲間はずしをしたり、悪口や不適切な画像を送り合う。

(3) ネットいじめの特徴

- ・不特定多数の者から絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害者は短期間で深刻な心理的なダメージを負う。
- ・インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

(4) ネットいじめへの対応手順



削除依頼の手順と削除の確認

- ①掲示板の管理者に削除依頼
- ②掲示板のプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除依頼
- ③専門の相談窓口相談
 - 長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室 026-233-0110
 - 違法・有害情報相談センター (<http://www.ihaho.jp/>)
 - 地方法務局「子どもの人権 110 番」 0120-007-110
 - 教学指導課心の支援室 026-235-7436

(1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- 等を想定
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手
- ※ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査に当たる。

(2) 対応の手順

- ① 重大事態発生の報告
 - ・速やかに県教育委員会に報告する。
- ② 初期対応
 - ・速やかに危機対応チームを立ち上げる。
 - ・関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
 - ・関係機関（消防・警察等）への緊急連絡と支援の要請を行う。
- ③ 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ・県教育委員会が調査の主体を判断する。

学校を調査主体とした場合のフロー図

県教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 1 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 2 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● 3 いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 4 調査結果を県教育委員会に報告

- ※ いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 5 調査結果を踏まえた必要な措置

Ⅲ いじめ問題に取り組む体制

1 いじめ対策委員会

(1) 構成

校長・教頭・生徒指導係（生徒指導主事、他2名）・各学年主任（3名）

(2) 役割

- ア いじめ防止のための取組の立案と評価
 - ・基本方針の策定、及び見直し
 - ・学校生活アンケートの実施、及び集約
- イ いじめ防止のための取組の情報発信
 - ・ホームページによる公表
 - ・通信物による情報発信
- ウ いじめの早期発見、早期対応
 - ・Ⅱ「いじめ防止のための取組」の2「早期発見の取組」3「いじめへの対応」による。
- エ 教職員の意識啓発
 - ・職員研修の実施

指導体制の点検

- いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、学校長を中心に未然防止に組織的に取り組んでいるか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で組織的に対応しているか。

2 年間指導計画

	生徒・保護者	教職員等
4月	1年 情報モラル教室	職員研修会 (基本方針の確認)
5月	PTA総会 学年・学級PTA	
6月	相談週間	学校評議員会
7月	三者面談	
8月		
9月	2年 人権HR 学校生活アンケート	人権教育職員研修
10月	相談週間 全校人権教育	
11月		職員研修会(アンケート・相談の集約)
12月	三者面談	
1月	学校生活アンケート	
2月		学校評議員会
3月		いじめ対策委員会 本年度の総括・評価